



澤宮久孝

美意識集注釋

本文篇

中央公論社

萬葉集注釋本文篇 奥附

昭和四十五年十一月十日印刷 昭和四十五年十一月十六日發行

著者澤瀉久孝^{おもたかひまたか} 發行者山越豐 印刷者田中忠 製版印刷所大日本法令印刷株式會社

長野市中御所町二丁目三十番地 發行所中央公論社東京都中央區京橋二丁目一番地

振替東京三四番

定價三千五百圓

本文抄造 三菱製紙株式會社

表紙麻布 望月株式會社

製本所 小泉製本株式會社

製函所 加藤製函印刷株式會社

凡例

一、本書は『萬葉集注釋』全二十卷の本文と訓み下しの部分をまとめたものである。上段に原文を置き、それに對する下段に訓み下し文を配してある。

一、本書の底本は、流布本と、これと系統を異にする古寫本との二本立を建前としてゐる。後者に關しては、歌の一首毎にその據つた底本を明示した。原文の末尾に（ ）に入れて示した略號がそれである。

一、古寫本を底本とする場合には、次の順序によつた（略號で示す）。

桂、金、藍、天、元、金砂子切、類、古、紀、尼、王、嘉

一、原文の下に底本注記で、（類、十一・四七）は類聚古集第十一卷四十七頁の意であり、（古、五・一二オ）とあるのは古葉略類聚鈔第五冊十二丁表の意である。古葉略類聚鈔の現存の卷は八、九、十、十二と卷名不明の卷との五冊であるが、本書では、複製本でかりに一、二、三、四、五と名づけられてゐるのに従つた。

一、二種類の底本の間に異同がある場合はその正しいと認めた方を採つた。従つてそのいづれか一本が明らかに誤と認められるものは一々注を加へず、底本以外の諸本・諸注によつて訂正したもののみ脚注の形で示した。たとへば、大（紀）太とあるのは底本に「太」とあるのを紀州本によつて「大」に改めたことを示し、家告（考）家吉とあるのは底本の「家吉」を『萬葉考』の説に従つて「家告」の誤と判斷したことを示し、野（紀）とあるのは底本にない「野」の字を紀州本によつて補つたことを示し、玉（考）三（矢）とあるのは底本にない字を大矢本によつて補つた上、その「三」の字を『萬葉考』の説に従

つて「玉」に正したことを示す。

一、諸本すべて誤つてゐると認めて改めたものは―でつないで示した。たとへば、紗―沙とあるのは底本の「沙」を原本では「紗」とあつたと判断して改めたことを示す。また、底本の文字を採用しながら疑を存したものは、底本の文字を上段に置いて示した。たとへば、奈加―加奈とあるのは諸本の「奈加」があるいは「加奈」の誤かと考へられるものであり、麻字―麻乎(西)とあるのは、底本の「麻字」を採用しながら、西本願寺本の「麻乎」があるいは正しいかと考へられるものである。一、古寫本の校合は、複製本のあるものはすべてそれによつた。複製本に漏れたものは、その古寫本の元の本によつた。陽明本と京大本とは著者みづから元の本について校合を加へた透寫本(著者所藏)を用ゐた。冷泉本・金澤文庫本・細井本・大矢本は『校本萬葉集』の注記に従つた。

一、原文中□に包んだ字は、諸本のすべてに脱してゐるものを他の諸注の説や意によつて補つた字である場合、及び、底本の字を意によつて改めたものである場合を示す。

一、原文中の()に包んだ字は、訓の手がかりにはなるが本來はなかつたものと認められること、あるいは一案としてはその字の存在を考へうることを示す。たとへば、春山(野)は本來「春山」であつたが助詞「の」の表記として後に「野」の字が入つたと認めたことを示し、上(小)竹葉野は「小」の字がなくアゲタカハノと訓むべきものと認めながら、一方で「小」字を存してアゲシノバノと訓むことを斥けきれないことを示す。

一、原文の文字は大體舊字體(當用漢字體に非ずといふ意味)を用ゐたが、誤字考察のたよりを考へて原文又は原本に近い書體と認められるものはそれによつた。「尔」「額」「荇」「礼」の如きである。

一、訓に關して兩案を漢字の左右に併記した場合がある。この場合、訓み下しにおいては原文右側の訓を主とし、左側の訓は訓み下し文の該當部右側に()に包んで示した。

一、訓み下し文の用字は原則として『萬葉集注釋』のそれによつてゐるが、送假名や振假名については若干手を加へて他と統一をはかつた場合がある。

一、歌の排列については、流布本の誤を古寫本によつて正した。従つて、国歌大觀番號の順になつてゐない部分がある。たとへば、卷七の二三の後に二〇九から二三三までを入れてゐる。

一、本書に用ゐた諸本ならびに諸注の略號は左記の通りである。

桂	柱本萬葉集	京	京大本萬葉集
金	金澤本萬葉集	無	無點本萬葉集
藍	藍紙本萬葉集	附	附訓本萬葉集
天	天治本萬葉集	寬	寬永本萬葉集（流布本）
元	元曆校本萬葉集	拾	萬葉拾穗抄（北村季吟）
類	類聚古集	代	萬葉代匠記（契沖）
古	古葉略類聚鈔	童	萬葉集童蒙抄（荷田春滿）
尼	尼崎本萬葉集	考	萬葉考（賀茂眞淵）
冷	冷泉本萬葉集	槻	萬葉集槻乃落葉（荒木田久老）
文	金澤文庫本萬葉集	玉	萬葉集玉の小琴（本居宣長）
壬	傳壬生隆祐筆本萬葉集	略	萬葉集略解（加藤千蔭）
嘉	嘉曆傳承本萬葉集	檜	萬葉集檜婦手（橘守部）
紀	紀州本萬葉集	古義	萬葉集古義（鹿持雅澄）
西	西本願寺本萬葉集	新考	萬葉集新考（井上通泰）
細	細井本萬葉集	新訓	新訓萬葉集（佐佐木信綱）
陽	陽明文庫本萬葉集	全釋	萬葉集全釋（鴻巢盛廣）
矢	大矢本萬葉集		

新校	新校萬葉集（澤瀉久孝・佐伯梅友）	橋本進	橋本進吉氏
定	定本萬葉集（佐佐木信綱・武田祐吉）	松田	松田好夫氏
全註釋	萬葉集全註釋（武田祐吉）	西野	西野貞治氏
大成	萬葉集大成本文篇（平凡社刊）	稻岡	稻岡耕二氏
私注	萬葉集私注（土屋文明）	蜂矢	蜂矢宜朗氏
大系	日本古典文學大系「萬葉集」 （高木市之助・五味智英・大野晋）	木下	木下正俊氏
稿本	稿書房刊「萬葉集」 （佐竹昭廣・木下正俊・小島憲之）	伊藤	伊藤 博氏
		佐竹	佐竹昭廣氏
宣長	本居宣長	井手	井手 至氏
大平	本居大平	橋本四	橋本四郎氏

萬葉集注釋本文篇

萬葉集卷第一

雜歌

泊瀨朝倉宮御宇天皇代

天皇御製歌 (一)

高市岡本宮御宇天皇代

天皇登香具山望國之時御製歌 (二)

天皇遊獵內野之時中皇命使間人連老獻歌 并短歌 (三)

幸讚岐國安益郡之時軍王見山作歌 并短歌 (四)

明日香川原宮御宇天皇代

額田王歌 未詳 (五)

後岡本宮御宇天皇代

額田王歌 (六)

幸紀溫泉之時額田王作歌 (七)

中皇命往于紀溫泉之時御歌三首 (八—一〇)

中大兄三山御歌一首 并短歌二首 (一一—一二)

近江大津宮御宇天皇代

天皇詔內大臣藤原朝臣競憐春山萬花之艷秋山千葉之彩時

額田王以歌判之歌 (一三)

額田王下近江國時作歌即井戶王和歌 (一四—一五)

天皇遊獵蒲生野時額田王作歌 (一六)

皇太子答御歌 (一七)

明日香清御原宮御宇天皇代

十市皇女參赴於伊勢神宮時見波多橫山巖吹黃刀自作歌 (一八)

麻績王流於伊勢國伊良處嶋之時人哀痛作歌 (一九)

麻績王聞之感傷和歌 (二〇)

天皇御製歌 (二一)

或本歌 (二二)

天皇幸吉野宮時御製歌 (二三)

藤原宮御宇天皇代

天皇御製歌 (二四)

過近江荒都時柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌 (二五—二六)

高市連古人感傷近江舊堵作歌 或書高市黑人 (二七—二八)

幸紀伊國時川嶋皇子御作歌 (二九)

阿閉皇女越勢能山時御作歌 (三〇)

幸吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作歌二首 并短歌二首 (三一—三三)

幸伊勢國之時留京柿本朝臣人麻呂作歌三首 (三四—三六)

當麻真人麻呂妻作歌 (三七)

石上大臣從駕作歌 (三八)

輕皇子宿于安騎野時柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌四首

(單一覽)

藤原宮之役民作歌 (五〇)

從明日香宮遷居藤原宮之後志貴皇子御作歌 (五二)

藤原宮御井歌一首 并短歌 (五三、五四)

大寶元年辛丑秋九月太上天皇幸紀伊國時歌二首 (五四、五五)

或本歌 (五五)

二年壬寅太上天皇幸參河國時歌

長忌寸奧麻呂一首 (五七)

高市連黑人一首 (五八)

譽謝女王作歌 (五九)

長皇子御歌 (駕作歌) (六〇)

舍人娘子從駕作歌 (六一)

三野連名嗣入唐時春日藏首老作歌 (六二)

山上臣憶良在大唐時憶本鄉作歌 (六三)

慶雲三年丙午幸難波宮時歌二首

志貴御子御歌 (六四)

長皇子御歌 (六五)

太上天皇幸難波宮時歌四首

置始東人作歌 (六六)

作主未詳歌 高安大島 (六七)

身人部王作歌 (六八)

清江娘子進長皇子歌 (六九)

太上天皇幸吉野宮時高市連黑人作歌 (七〇)

大行天皇幸難波宮時歌三首

忍坂部乙麻呂作歌 (七一)

作主未詳歌 式部卿藤原宇合 (七二)

長皇子御歌 (七三)

大行天皇幸吉野宮時歌二首

或云天皇御製歌 (七四)

長屋王歌 (七五)

和銅元年戊申天皇御製歌 (七六)

御名部皇女奉和御歌 (七七)

三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧樂宮時御與停長屋原迴望

古鄉御作歌 (七八)

一書歌 (七九)

五年壬子夏四月遣長田王伊勢齋宮時山邊御井作歌三首

(八一、八二)

寧樂宮

長皇子與志貴皇子宴於佐紀宮歌

長皇子御歌 (公)

志貴皇子御歌

萬葉集卷第二

相聞

難波高津宮御宇天皇代

磐姫皇后思天皇御作歌四首 (公)

或本歌一首 (公)

古事記歌一首 (公)

近江大津宮御宇天皇代

天皇賜鏡王女御歌一首 (公)

鏡王女奉和歌一首 (公)

內大臣藤原卿嫂鏡王女時鏡王女贈內大臣歌一首 (公)

內大臣報贈鏡王女歌一首 (公)

內大臣娶采女安見兒時作歌一首 (公)

久米禪師嫂石川郎女時歌五首 (公)

大伴宿祢嫂巨勢郎女時歌一首 (公)

巨勢郎女報贈歌一首 (公)

明日香清御原宮御宇天皇代

天皇賜藤原夫人御歌一首 (公)

藤原夫人奉和歌一首 (公)

藤原宮御宇天皇代

大津皇子竊下於伊勢神宮還上時大伯皇女御作歌二首

(公)

大津皇子贈石川郎女御歌一首 (公)

石川郎女奉和歌一首 (公)

大津皇子竊婚石川女郎時津守連通占露其事皇子御作

歌一首 (公)

日並皇子尊賜石川女郎御歌一首 女郎字曰大名兒 (公)

幸吉野宮時弓削皇子賜額田王歌一首 (公)

額田王奉和歌一首 (公)

從吉野折取羅生松柯遣時額田王奉入歌一首 (公)

但馬皇女在高市皇子宮之時思穗積皇子御作歌一首

(公)

勅穗積皇子遣於近江志賀山寺時但馬皇女御作歌一首

(公)

但馬皇女在高市皇子宮時竊接穗積皇子之事既形而後

御作歌一首 (二六)

舍人皇子御歌一首 (二七)

舍人娘子奉_レ和歌一首 (二八)弓削皇子思_レ紀皇女御歌四首 (二九—三三)三方沙弥娶_レ園臣生羽之女未_レ經幾時臥_レ病作歌三首

(三三—三五)

石川女郎贈_レ大伴宿祢田主歌一首 (三六)

大伴宿祢田主報贈歌一首 (三七)

石川女郎更贈_レ大伴宿祢田主歌一首 (三八)大津皇子宮侍石川女郎贈_レ大伴宿祢宿奈麻呂歌一首 (三九)長皇子与_レ皇弟御歌一首 (四〇)柿本朝臣人麻呂從_レ石見國別_レ妻上來時歌二首 并短歌 (三一—三三)

—三三—

或本歌一首 并短歌 (三六—三九)

柿本朝臣人麻呂妻依羅娘与_レ人麻呂相別歌一首 (四〇)

挽歌

後岡本宮御宇天皇代

有間皇子自傷結_レ松枝二歌二首 (四二—四三)長忌寸意吉麻呂見_レ結松哀咽歌二首 (四四—四五)

山上臣憶良追和歌一首 (四六)

大寶元年辛丑幸_レ紀伊國時見_レ結松歌一首 (四七)

近江大津宮御宇天皇代

天皇聖躬不豫之時太后奉御歌一首 (四八)

一書歌一首 (四九)

天皇崩後太后御作歌一首 (五〇)

天皇崩時婦人作歌一首 未詳姓氏 (五一)

天皇大殯之時歌二首 (五二—五三)

太后御歌一首 (五四)

石川夫人歌一首 (五五)

從_レ山科御陵退散之時額田王作歌一首 (五六)

明日香清御原宮御宇天皇代

十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首 (五七—五九)

天皇崩時太后御作歌一首 (六〇)

一書歌二首 (六一—六二)

天皇崩之後八年九月九日奉爲御齋會之夜夢裏習賜御歌一

首 (六三)

藤原宮御宇天皇代

大津皇子薨後大來皇女從_レ伊勢齋宮還_レ京之時御作歌二

首 (六四—六五)

移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大來皇女哀傷御作歌

二首 (二五、二六)

日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌 (二六)

一、二六

或本歌一首 (二六)

皇子尊舍人等慟傷作歌廿三首 (二七一、二七二)

柿本朝臣人麻呂獻_二泊瀬部皇女忍坂部皇子_一歌一首 并短歌

(二七、二九)

明日香皇女木廬殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌

(二九、一六)

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌

(一六、一六)

或本歌一首 (一六)

但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓_二悲傷流涕御

作歌一首 (一六)

弓削皇子薨時置始東人作歌一首 并短歌 (一六、一六)

柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首 并短歌 (一六、一七)

三、一七

或本歌一首 并短歌 (三三、三三)

吉備津采女死時柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌 (二七、三三)

讚岐狹岑嶋視_二石中死人_一柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌

(三三、三三)

柿本朝臣人麻呂在_二石見國_一臨_レ死之時自傷作歌一首 (三三)

柿本朝臣人麻呂死時妻依羅娘子作歌二首 (三四、三五)

丹比真人_名顯_名擬_二柿本朝臣人麻呂之意_一報歌一首 (三六)

或本歌一首 (三六)

寧樂宮

和銅四年歲次辛亥河邊宮人姬嶋松原見_二孃子之屍_一悲嘆作

歌二首 (三六、三六)

靈龜元年乙卯秋九月志貴親王薨時歌一首 (三六、三六)

或本歌二首 (三六、三六)

萬葉集卷第三

雜歌

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌一首 (三七)

天皇賜志婁媛御歌一首 (三七)

志斐嬬奉和歌一首 (三三)

長忌寸意吉麻呂應詔歌一首 (三三)

長皇子遊鴛路池之時柿本朝臣人麻呂作歌一首 并短歌 (三三、三四)

或本反歌一首 (三四)

弓削皇子遊吉野之時御歌一首 (三四)

春日王奉和歌一首 (三四)

或本歌一首 (三四)

長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首 (三四、三五)

石川大夫和歌一首 名調 (三五)

又長田王作歌一首 (三五)

柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首 (三六—三九)

鴨君足人香具山歌一首 并短歌 (三九—三九)

或本歌一首 (三九)

柿本朝臣人麻呂獻新田部皇子歌一首 并短歌 (三九、四〇)

刑部垂麻呂從近江國上來時作歌一首 (四〇)

柿本朝臣人麻呂從近江國上來時至宇治河邊作歌一首 (四〇)

長忌寸奧麻呂歌一首 (四〇)

柿本朝臣人麻呂歌一首 (四〇)

志貴皇子御歌一首 (四〇)

長屋王故鄉歌一首 (四〇)

阿倍女郎屋部坂歌一首 (四六)

高市連黑人羈旅歌八首 (四六—四九)

石川少郎歌一首 名曰君子 (四九)

高市連黑人歌二首 (四九、五〇)

黑人妻答歌一首 (五〇)

春日藏首老歌一首 (五〇)

高市連黑人歌一首 (五〇)

春日藏人老歌一首 (五〇)

丹比真人笠麻呂往紀伊國超勢能山時作歌一首 (五〇)

春日藏首老郎和歌一首 (五〇)

幸志賀之時石上卿作歌一首 (五〇)

穗積朝臣老歌一首 (五〇)

間人宿祢大浦初月歌二首 (五一、五二)

小田事勢能山歌一首 (五一)

角麻呂歌四首 (五一—五四)

田口益人朝臣任上野國司時至駿河國清見埒作歌二首 (五二、五三)

(五三)

弁基歌一首 (五二)

大納言大伴卿歌一首 未詳 (五二)

長屋王駐馬寧樂山作歌二首 (五〇、五二)

中納言安倍廣庭卿歌一首 (三〇〇)

柿本朝臣人麻呂下筑紫國時海路作歌一首 (三〇一、三〇二)

高市連黑人近江舊都歌一首 (三〇三)

幸伊勢國之時安貴王作歌一首 (三〇四)

博通法師往紀伊國見三穗石室作歌三首 (三〇五、三〇六、三〇七)

門部王詠東市中木作歌一首 後賜姓大原真人氏也 (三〇八)

按作村主益人從豐前國上京之時作歌一首 (三一)

式部卿藤原宇合卿被遣改造難波堵之時作歌一首 (三二)

土理宣令歌一首 (三三)

波多朝臣少足歌一首 (三四)

暮春之月幸芳野離宮之時中納言大伴卿奉勅作歌一首 并短歌

(三五、三六)

山部宿祢赤人望不盡山歌一首 并短歌 (三七、三八)

詠不盡山歌一首 并短歌 (三九、四〇)

山部宿祢赤人至伊豫溫泉作歌一首 并短歌 (四一、四二)

登神岳山部宿祢赤人作歌一首 并短歌 (四三、四四、四五)

門部王在難波見漁父燭光作歌一首 (四六)

或娘子等以曇乾鯁贈通觀僧戲請咒願之時通觀作歌一首 (四七)

大宰少貳小野老朝臣歌一首 (四八)

防人司佑大伴四綱歌二首 (四九、五〇)

帥大伴卿歌五首 (五一、五二、五三、五四、五五)

沙弥滿誓詠綿歌一首 (五六)

山上憶良臣罷宴歌一首 (五七)

大宰帥大伴卿讚酒歌十三首 (五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇)

滿誓沙弥歌一首 (七一)

若湯座王歌一首 (七二)

釋通觀歌一首 (七三)

日置少老歌一首 (七四)

生石村主真人歌一首 (七五)

上古麻呂歌一首 (七六)

山部宿祢赤人歌六首 (七七、七八、七九、八〇、八一、八二)

或本歌一首 (八三)

笠朝臣金村塩津山作歌二首 (八四、八五)

角鹿津乘船之時笠朝臣金村作歌一首 并短歌 (八六、八七、八八)

石上大夫歌一首 (八九)

和歌一首 (九〇)

安倍廣庭卿歌一首 (九一)

出雲守門部王思京師歌一首 (九二)

山部宿祢赤人登春日野作歌一首 并短歌 (九三、九四、九五)

石上乙麻呂朝臣歌一首 (九六)

湯原王芳野作歌一首 (三七)

湯原王宴席歌二首 (三六、三七)

山部宿祢赤人詠故太政大臣藤原家之山池作歌一首 (三七)

大伴坂上郎女祭神歌一首 并短歌 (三九、三〇)

筑紫娘子贈行旅歌一首 (三六)

登筑波岳丹比真人國人作歌一首 并短歌 (三六、三六)

山部宿祢赤人歌一首 (三四)

仙柘枝歌三首 (三十一、三六)

羈旅歌一首 并短歌 (三六、三九)

譬喻歌

紀皇女御歌一首 (三九)

造筑紫觀世音寺別當沙弥滿誓歌一首 (三九)

大宰大監大伴宿祢百代梅歌一首 (三九)

滿誓沙弥月歌一首 (三九)

余明軍歌一首 (三四)

笠女郎贈大伴宿祢家持歌三首 (三十一、三九)

藤原朝臣八束梅歌二首 (三九、三九)

大伴宿祢駿河麻呂梅歌一首 (四〇)

大伴坂上郎女宴親族之日吟歌一首 (四〇)

大伴宿祢駿河麻呂即和歌一首 (四〇)

大伴宿祢家持贈同坂上家之大嬢歌一首 (四〇)

娘子報佐伯宿祢赤麻呂贈歌一首 (四〇)

佐伯宿祢赤麻呂更贈歌一首 (四〇)

娘子復報歌一首 (四〇)

大伴宿祢駿河麻呂甥同坂上家之二嬢歌一首 (四〇)

大伴宿祢家持贈同坂上家之大嬢歌一首 (四〇)

大伴宿祢駿河麻呂歌一首 (四〇)

大伴坂上郎女橘歌一首 (四〇)

和歌一首 (四一)

市原王歌一首 (四一)

大綱公人主宴吟歌一首 (四一)

大伴宿祢家持歌一首 (四一)

挽歌

上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌一首

小縣田宮御宇天皇代 (四二)

大津皇子被死之時磐余池陂流涕御作歌一首 (四二)

河內王葬豐前國鏡山之時手持女王作歌三首 (四二、四二)

石田王卒之時丹生王作歌一首 并短歌 (四二、四二)